

三好市労働者支援事業給付金

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事業所に雇用されている又はされていた三好市内在住労働者（個人事業主を除く）が賃金の減少、失業、休業等により生活の維持が困難となり、給付対象資金（※1）を借り入れた場合に一定の要件（※2）を満たした場合に市内労働者の生活の安定を図ることを目的に30万円を上限に給付金を支給します。

給付対象融資資金（※1）

1. 経済変動対策緊急生活資金
（新型コロナウイルス感染症・緊急対策枠）
2. 生活福祉資金貸付制度
（緊急小口資金）
3. 生活福祉資金貸付制度
（総合支援金のうち生活支援金）

支給要件（※2）

（下記①～④のすべてに該当する必要があります。）

- ①※1の給付対象融資のいずれかの貸付決定等を受けた方。
- ②三好市に住所があり、事業所等に雇用されている又はされていた方。
- ③個人事業主でない方。
- ④雇用保険法に定める求職者給付（いわゆる失業手当）及び労働基準法に定める休業手当を受けることができない方。

支給金額

- 給付対象融資により貸付決定を受けた額の1/2（30万円上限）
（ただし複数の貸付決定がある場合は貸付決定額のもっとも高い額の1/2（上限30万円））

申請期日及び必要書類

下記①～⑤の書類を三好市商工政策課まで提出してください。

（申請締め切り令和3年1月31日）

- ①三好市労働者支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- ②支給額算定表兼誓約書
- ③融資機関が発行する貸付決定通知書又はローン契約書の写し
- ④市内に住所を有することが証明できる書類（住民票等）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

お問合せ先

三好市産業観光部 商工政策課 Tel.0883-72-7645

三好市中小企業・個人事業主・労働者相談窓口 Tel.0883-72-7608